

国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊・弁当業務委託に係る企画提案書作成要領

1 様式

任意とするが、日本語で表記し、A4サイズを原則とする。図表等をA3サイズで示す場合はA4サイズにおりたたむこと。

2 記載内容

仕様書の別表に定める業務を確認のうえ、次の事項について漏れなく記載すること。

(1) 宿泊業務

ア 宿泊施設の確保

- (ア) 宿泊施設確保の基本的な考え方、施設の選定基準及び会場との距離等について
- (イ) 確保可能な宿泊施設及び宿泊可能人数について（種目・市町村別、料金区分別）

イ 料金区分及び料金調整方法

- (ア) 第47回大会宿泊要項（案）を参考にすること
- (イ) 設定料金と合わない場合の宿泊施設に対する料金調整方法について

ウ 食事提供の考え方及び提供方法

食事を提供する時間帯、提供方法など、宿泊施設における食事提供の考え方について

(2) 弁当業務

ア 弁当業者の選定方法及び調達可能弁当数

イ 弁当の手配、配布、空き容器回収の方法

ウ 献立

(3) 共通事項

宿泊施設、弁当における食品衛生対策

(4) 組織体制等

ア 業務に係る組織体制及び人員配置

総括責任者については、類似の業務経験が豊かであり、事務局との調整能力、一定の決定権を有した者が望ましい。

イ 担当者の業務内容

各担当者の業務内容を開催前年度、開催年度、大会期間中ごとに記載すること。

ウ 同種同規模の大会等における配宿及び弁当手配の実績

(5) 業務スケジュール

(6) その他

ア 大会準備・運営への協力の考え方

イ 緊急時対応についての考え方

ウ その他の提案事項（本表に示している業務内容以外の提案事項）

3 基本的条件

- (1) 地域経済の活性化等に配慮すること。
- (2) 宿泊料金に応じた、より充実したサービスの提供を考慮すること。
- (3) 地産地消や食育、食生活改善による健康づくり等に配慮すること。
- (4) 緊急事態発生時において迅速な対応が図られるよう考慮すること。

（5）環境負荷の低減や、費用対効果の面で優れた内容となるよう考慮すること。

4 留意事項

- （1）企画提案書を受付けた後の追加及び修正は認めない。
- （2）提出された企画提案書が次のいずれかに該当するときは、無効となる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等がこの要領の規定に適合しないもの

国民スポーツ大会第47回東海ブロック大会 宿泊要項（案）

1 総則

- (1) この要項は、国民スポーツ大会東海ブロック大会開催基準要項19に定める宿泊について定めるものとする。
- (2) 岐阜県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宿泊に関する業務の基本方針を決定する。
- (3) 実行委員会は、競技団体、【宿泊・弁当業務委託業者名】（以下、「指定業者」という。）と連携し、宿舎の指定、割当及びその他必要な業務を担当する。
- (4) 宿泊に関する紛議が生じた場合は、実行委員会が調停斡旋にあたる。

2 宿泊割当の基本方針

宿泊割当にあたっては、極力便宜を図り、次の事項に留意するものとする。

- (1) 出来る限り実施会場周辺または交通機関の便利な所を選定する。
- (2) 宿舎は旅館、ホテルを原則とし、風紀上及び衛生上支障がないと認められた施設を選定する。
- (3) 宿泊に要する1人当たりの広さは2畳以上とする。
- (4) 指定した宿舎の変更は原則として認めない。

3 宿泊料金等

- (1) 宿泊料金は次のとおりとする。

1泊2食	9,000円～12,000円	いずれも税抜
1泊朝食	8,000円～11,000円	通常のサービス料及び冷暖房料を含む

※1泊2食の料金は、500円刻みとする。

※1泊朝食の料金は、1泊2食料金の90%相当額とする。

- (2) 欠食控除等食事に係る取扱いは、宿舎の定めるところによる。

4 宿泊申込み手続き

- (1) 宿泊申込みは原則として指定業者の定める方法により行うものとし、指定業者は競技団体及び所属県スポーツ協会事務局宛に宿泊決定通知を送るものとする。
- (2) 申込締切日は競技参加申込締切日と同日とする。
- (3) やむを得ず宿泊の変更または取消する場合の手数料は、指定業者または宿舎の定めるところによるものとする。

5 その他

- (1) 昼食弁当を希望する場合は、指定業者の定める方法により宿泊申込と同時に申込む。昼食弁当代は1,000円（税込・お茶付）を原則とする。
- (2) 指定された宿舎とは事前に連絡を密にする（荷物の預かり等含む）。
- (3) 選手、監督及び競技役員は、洗面具・寝具等を各自で準備する。
- (4) この要項に定めのない事項については、実行委員会が指定業者と協議のうえ決定する。